

一般競争入札に付し、入札者がなかった市有財産（土地）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約（先着順）により売払いするので、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

帯広市長 上野庸介

## 1 売払い物件

物件番号	区分	所在	地目・構造	面積（㎡）	用途地域	売却価格（円）
1	土地	上帯広町西1線76番5	宅地	774.90	都市計画区域外	1,410,318

## 2 申込資格

申込できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 売買代金及び契約諸費用を帯広市の指定する期日までに納入できること。
- 市税の滞納がないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- 帯広市内に本店、支店若しくは営業所（以下「支店等」という。）を有する法人又は帯広市に住民票がある個人であること。

## 3 申込みに必要な提出書類、申込期間、提出場所及び提出方法

### (1) 提出書類

〈法人での申込み〉	〈個人での申込み〉
① 普通財産買受申請書	① 普通財産買受申請書
② 税情報確認承諾書	② 税情報確認承諾書
③ 誓約書	③ 誓約書
④ 法人登記事項証明書 (本社又は本店の所在地が分かるもの)	④ 身分証明書 (本籍地の市区町村長が発行したもの)

※ 上記①～③の様式は、帯広市ホームページから取得することができる。

※ 支店等から参加を申し込む際は、② 税情報確認承諾書の提出にあたり、市税の課税されている本店、本社の押印のある委任状の提出が別途必要。

※ 市内に支店等を有する法人が、市外の本店、本社から参加を申し込む際、法人登記事項証明書で支店等の所在が確認できないときは、市内に支店等の所在があることを示す法人のホームページの写し等、関係性が分かる資料の提出が別途必要。

※ 身分証明書又は法人登記事項証明書は、発行後3か月以内の写し可。

(2) 受付期間

令和8年6月23日(火)から令和9年3月11日(木)までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで。ただし、先着順のため随意契約の相手方を決定した時点で受付を終了する。

(3) 提出場所

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市役所2階 総務部 総務室 契約管財課

電話 0155-65-4115 (直通)

FAX 0155-23-0171

Mail contract@city.obihiro.hokkaido.jp

(4) 提出方法

持参による。

ただし、同日に申込者が複数名いる場合は、申込者によるくじ引きで先着順位を決定する。

#### 4 物件説明会及び現地確認

物件説明会は実施しないので、直接現地を確認すること。

物件の詳細については、帯広市ホームページに掲載する物件説明書を確認するほか、不明な点については「5 随意契約(先着順)による売払いに対する質問」に記載の方法で問い合わせること。

#### 5 随意契約(先着順)による売払いに対する質問

(1) 提出方法

質疑書を電子メール、郵送、FAX又は持参により提出すること(質疑書の様式は、帯広市ホームページから取得することができる。)

(2) 提出場所及び期限

3(3)に記載の提出場所へ令和9年3月4日(木)までに提出すること。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、随時、帯広市ホームページに掲載する。

#### 6 買受者の決定

申込みを受け付けた後、普通財産買受申請書や添付書類の審査、納税状況等の申込資格を確認した結果、申込資格を有する方を買受者とし決定する。

## 7 買受者決定の通知

「市有財産（土地）売払い決定通知書」を、買受者の決定日に送付する。

## 8 契約書の作成並びに契約保証金及び売買代金の納入期限

- (1) 契約書を作成し、売買契約を締結する。
- (2) 契約締結期限は、「市有財産（土地）売払い決定通知書」の送付日から7日以内とする。
- (3) 売買代金を一括納入するときは、契約締結時に納入するものとし、分割納入する場合は、契約締結時までに契約保証金を納入し、残金を契約締結日から20日以内に契約書に定める日までに納入するものとする。

※帯広市競争入札参加者資格名簿に登録がある場合は、契約保証金の納入は不要とする。

※契約締結に要する費用は、全て買受者の負担とする。

## 9 所有権移転登記及び物件の引渡し

- (1) 物件の引渡し

売買代金の完納時点で所有権が移転する。その後、両者の定める日に受渡書により物件を引き渡す。

- (2) 所有権移転登記

売買代金の完納を確認した後、帯広市が行う。登記に要する費用は、全て買受者の負担とする。

## 10 その他

- (1) 物件は現状有姿で引き渡すので、必ず物件を確認の上、申込すること。
- (2) 本告示に記載のない事項等詳細は、令和8年度市有財産（土地）随意契約（先着順）による売払い実施要領による。
- (3) 買受者（買受者が個人の場合は「個人」（個人名は表記しない）、法人の場合は法人名を表記する。）及び売払金額を帯広市ホームページで公表する。

## 11 契約担当

帯広市 総務部 総務室 契約管財課 管財係

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4115（直通）

FAX 0155-23-0171

Mail [contract@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:contract@city.obihiro.hokkaido.jp)